

広島県告示第九百六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和五年七月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成二十八年広島県告示第六十号	
	所在地	
所在地		広島県広島市佐伯区五月が丘二丁目地内
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害警戒区域
	土砂災害の自然現象の発生原因	土砂災害の自然現象の発生原因
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害の自然現象の発生原因	土砂災害の自然現象の発生原因
	石内川支川一三（五三隣一）	土石流
	石内川支川七（五三a）	土石流
	石内川支川六（五二）	土石流